

申込集計表

集計日：2024年07月08日

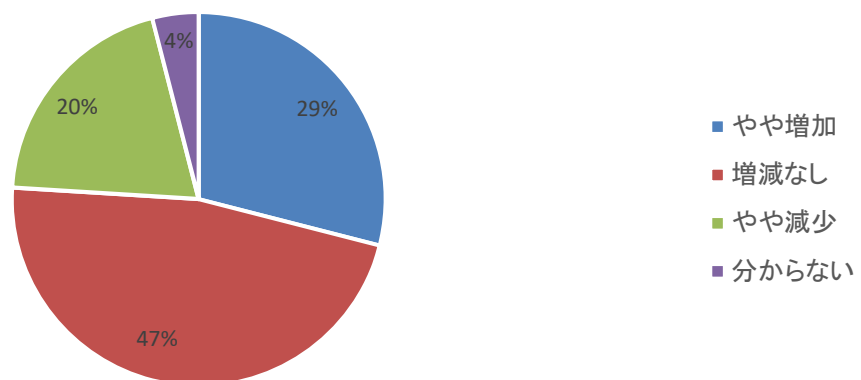
調査票	西尾市公契約条例に係る調査票(元請従業員用 及び 下請従業員用)
様式名	西尾市公契約条例に係る調査票(従業員用)
対象案件	令和2年度から令和4年度における西尾市と契約した案件 49事業者
対象者	元請従業員 及び 下請従業員
調査目的	条例の施行から4年が経過し、条例の適用による効果の検証と対象従業員の意見・要望を把握するため
集計期間	2024年06月04日 ～ 2024年07月07日
回答方法	あいち電子申請・届出システムによりオンライン回答
回答数	115人

アンケート集計結果 概要

- Q4 公契約条例が制定され、4年が経過しましたが、どの程度理解できていると思いますかについて、34%は「あまり理解できていない」、18%は「理解できていない」、「あまり理解できていない」「理解できていない」で半数を占める回答であった。
- Q5 愛知県の地域別最低賃金等の労働者への周知について、36%は「書面配布による周知」、34%は「事務所等での掲示による周知」、24%は「対象労働者へ口頭により説明」とする回答であった。
- Q6 公契約条例に関すること(労働者範囲、賃金等)で相談や問い合わせをおこないましたかについて、83%は「おこなわなかった」とする回答であった。
- Q7 公契約条例の適用となったことにより、従業員の労働意欲が向上したと思いますかについて、68%は「どちらとも言えない」とする回答であった。
- Q8 公契約制度は、労働者の労働環境の整備に効果はあったと思いますかについて、17%は「効果があったと思われる」、41%は「今は効果が見られないが、今後は効果があると思われる」とする回答であった。
- Q9 労働環境報告書の作成・提出することで、当該報告書の仕様や提出方法の見直しが必要だと思いますかについて、55%は「分からない」、38%は「必要でない」とする回答であった。
- Q10 賃金の受け取り方法について 官公庁の契約と民間の契約と分けて受け取っているかについて、92%は「分けていない」とする回答であった。
- Q11 近年、公契約条例を制定している自治体が増えてきていますが、こうした動きについて、61%は「分からない」とする回答であった。
- Q12 最低賃金制度をご存知ですか、また、愛知県の最低賃金額をご存知ですかについて、67%は「制度も額も知っている」、26%は「制度は知っていたが、額は知らない」とする回答であった

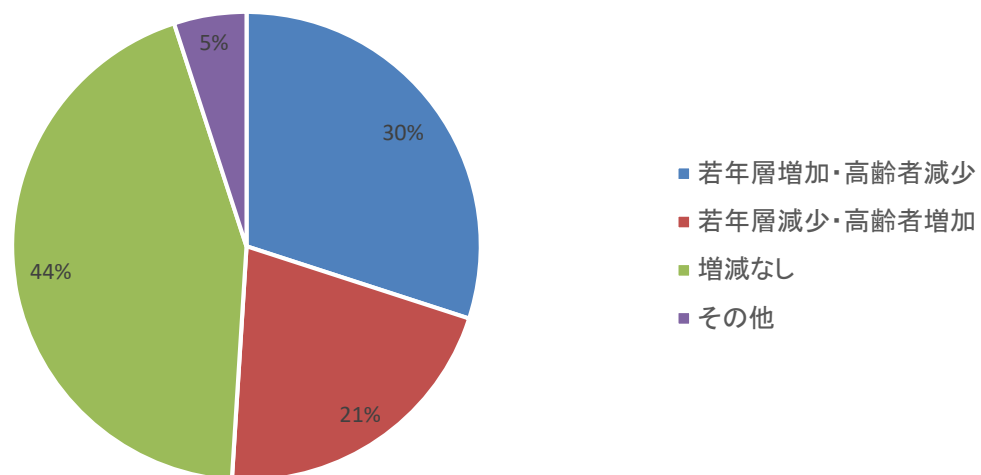
単純集計項目	Q1 直近3年間の従業員の変化について(従業員の人数)				
回答	選択して下さい	やや増加	増減なし	やや減少	分からない
回答数		33	54	23	5
	100%	29%	47%	20%	4%

Q1 直近3年間の従業員の変化について(従業員の人数)



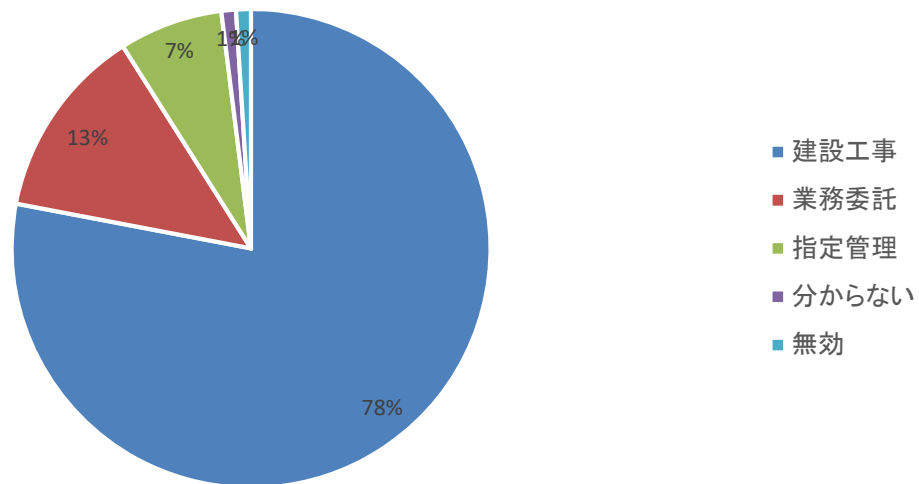
単純集計項目	Q1 直近3年間の従業員の变化について(従業員の構成)				
回答	選択して下さい	若年層増加・高齢者減少	若年層減少・高齢者増加	増減なし	その他
回答数		34	24	51	6
	100%	30%	21%	44%	5%
その他	・入職者は有り。退職者は無し。 ・わからない ・若年層増加、高齢者変化なし ・若年層増加 ・高齢者は減少してないが、若年層が増加 ・若年層減少、高齢層減少				

Q1 直近3年間の従業員の变化について(従業員の構成)



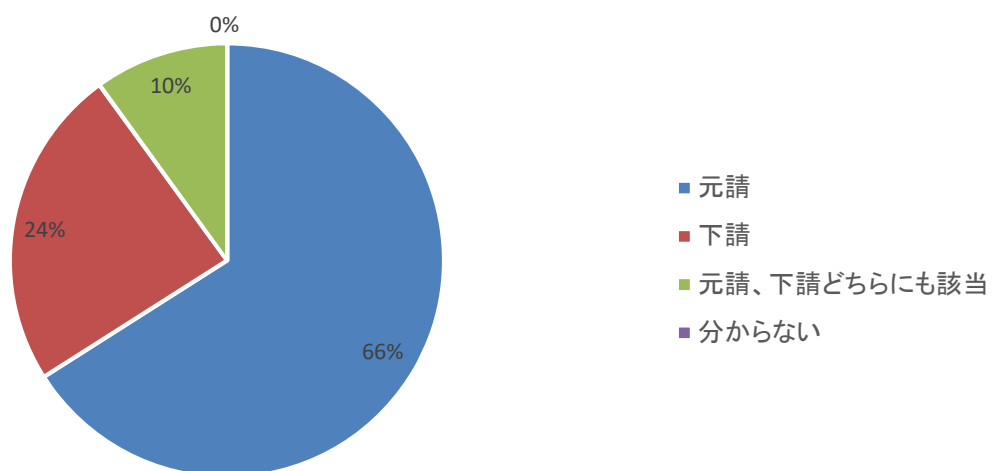
単純集計項目	Q2 あなたの勤務している事業所が受注した業種について					
回答	選択してください	建設工事	業務委託	指定管理	分からない	無効
回答数		90	15	8	1	1
		100%	78%	13%	7%	1%

Q2 あなたの勤務している事業所が受注した業種について



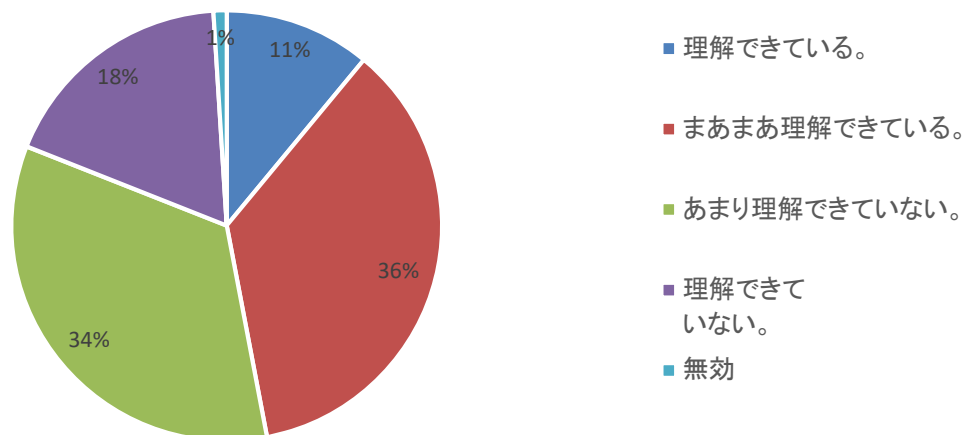
単純集計項目	Q3 建設工事を選択された方で、本市が発注した工事で、あなたが従事した仕事は元請ですか、下請ですか。				
回答	選択してください	元請	下請	元請、下請どちらにも該当	分からない
回答数		59	22	9	0
	100%	66%	24%	10%	0%

Q3 建設工事を選択された方で、本市が発注した工事で、あなたが従事した仕事は元請ですか、下請ですか。



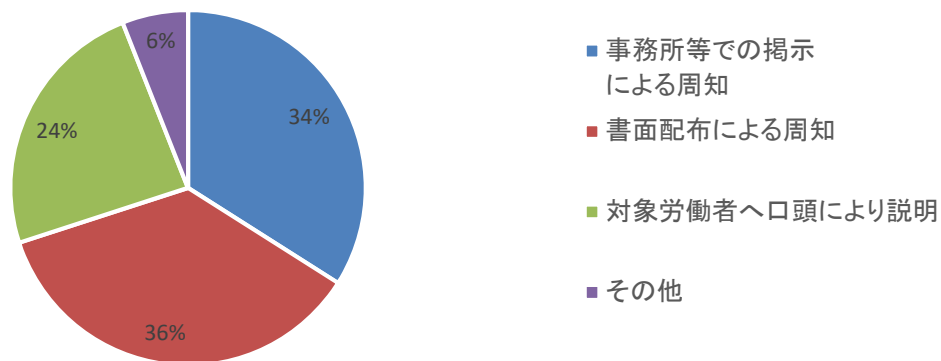
単純集計項目 Q4 公契約条例が制定され、4年が経過しましたが、どの程度理解できていると思いますか。						
回答	選択してください	理解できている。	まあまあ理解できている。	あまり理解できていない。	理解できていない。	無効
回答数		13	41	39	21	1
	100%	11%	36%	34%	18%	1%

Q4 公契約条例が制定され、4年が経過しましたが、どの程度理解できていると思いますか。



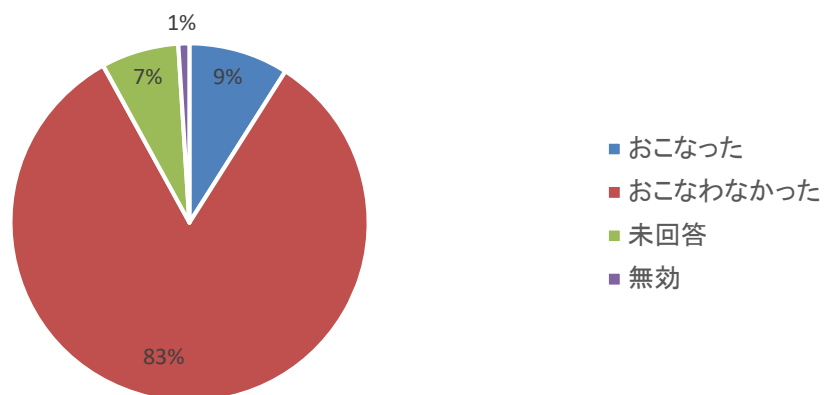
単純集計項目	Q5 条例では、受注者は、従事する労働者の範囲、愛知県の地域別最低賃金を業務が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することとなっていますが、どのような方法で周知を受けましたか。（複数回答可）			
回答	事務所等での掲示による周知	書面配布による周知	対象労働者へ口頭により説明	その他
回答数	47	50	33	8
	34%	36%	24%	6%
その他	・WEB 3名 ・会社からの指示 ・わからない ・指示なし ・周知をしていない ・説明を受けてない			

Q5 条例では、受注者は、従事する労働者の範囲、愛知県の地域別最低賃金を業務が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することとなっていますが、どのような方法で周知を受けましたか。（複数回答可）



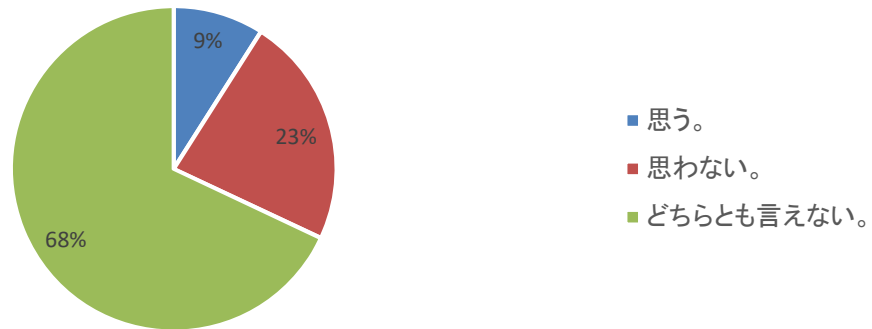
単純集計項目	Q6 公契約条例に関すること(労働者範囲、賃金等)で相談や問い合わせをおこないましたか。				
回答	選択してください	おこなった	おこなわなかった	未回答	無効
回答数		11	94	8	2
	100%	9%	83%	7%	1%

Q6 公契約条例に関すること(労働者範囲、賃金等)で相談や問い合わせをおこないましたか。



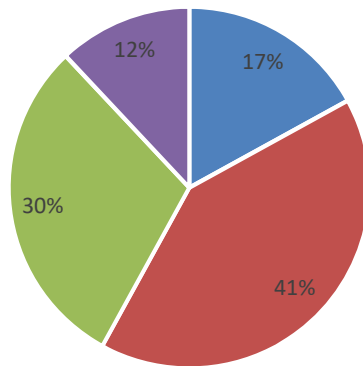
単純集計項目	Q7 公契約条例の適用となったことにより、従業員の労働意欲が向上したと思いますか。また、その理由もご記入ください。			
回答	選択してください	思う。	思わない。	どちらとも言えない。
回答数		11	26	78
理由(任意)	100%	9%	23%	68%
	(主な肯定的な意見) 賃金がわかりやすくなった 休暇、休日管理、安全衛生面の改善が行われた 市内事務所の整備の徹底や災害時の協力体制の整備等、効果があった 給料が上がった 最低賃金を知ることができた 効果があったと思われる (主な否定的な意見) 人手不足で一人当たりの仕事量が多すぎ 事務負担が増えた 周知されていないから、効果も何も 賃金、休日を増やしてもすぐに他社と比較したりして効果がないように思う 3年という契約期間が短い為、改善されない (主なその他の意見) 元々労働環境として整備されていたため、変化は感じない 効果を感じる実感がまだない そもそも労働環境は良い 適用前より最低賃金で請ける業者がいなかったため わからない(多数) 3年前は別の勤務先なので分かりません あまり理解できていないため。 労働環境は良くなっていると思うが、一概にこの条例のおかげかどうか分からない 理解不能 扶養範囲内で勤務すると時間に制限がある 変化なし(多数) 結局のところ工事工期に左右されるところが大きいので労働時間の問題は難しい 西尾市のルールだからと掲示、漠然と手続きを進めましたので、何か変化があったとは思ってません			

Q7 公契約条例の適用となったことにより、従業員の労働意欲が向上したと思いますか。また、その理由もご記入ください。



単純集計項目	Q8 公契約制度は、労働者の労働環境の整備に効果はあったと思いますか。また、その理由もご記入ください。				
回答	選択してください	効果があったと思われる。	今は効果が見られないが、今後は効果があると思われる。	効果はない。	その他
回答数		20	47	34	14
理由(任意)	100%	17%	41%	30%	12%
	(主な肯定的な意見) 賃金面の明確化、安全衛生面の改善が進んだ 現状、通常工事と大きな変化は感じられないが公契約制度の認識が浸透していくと思われる 極端な値引きが減少傾向にある 適切に運営しているため従業員も満足している 弊社工事において最低賃金で請け負う下請け業者がいらないため 市役所が市内事務所がある会社を好ましく捉えてくれることにより、労働環境の向上を意識して行動するようになった 適正に運営しているため従業員も満足している 適正に運営することで従業員も安心して働いている 労働環境が良くなっている 以前から労働環境に不満はない 労働環境は良くなっているのも、制度がないよりもあった方が良いと思うため 夜遅くまでの残業がなくなった 労働環境についての知識が増えたと思われる 一定量あったと思う 今は従業員側の意見が強いですが後々双方の思いがあってくると思う 実績を積み上げれば自ずと環境改善、設備など変わる方向になると思う (主な否定的な意見) 20年近く働いていて、給料は全く上がってなくむしろ皆勤手当も無くなって減っている ルールに乗っ取り、手続きや現場掲示を行ってききましたが、作業員さんがその掲示を見て何かアクションしてくれたかと言えば何もありませんでした。効果は無いです。 下請けの社内規定にまでは影響が及ばない為 人手が足りて無い 周知されていないから、効果も何も (主なその他の意見) 現状、特に目立った効果は見受けられない わからない(多数) 実感できる部分がないため 現状大きな効果は感じられない 物価高騰、人手不足に伴い何も変わらない 入社して年数が少ないので変化がわからない 目に見えた効果を感じる事が無い為 理解できてない 今後各事業者の理解が深まってから本当に効果を発揮し始めると思うため 効果なし。まだ下請けまで反映されていないと思われる 適用に関わらず(従前より)適正な条件と考えており、変化はないと考えるため				

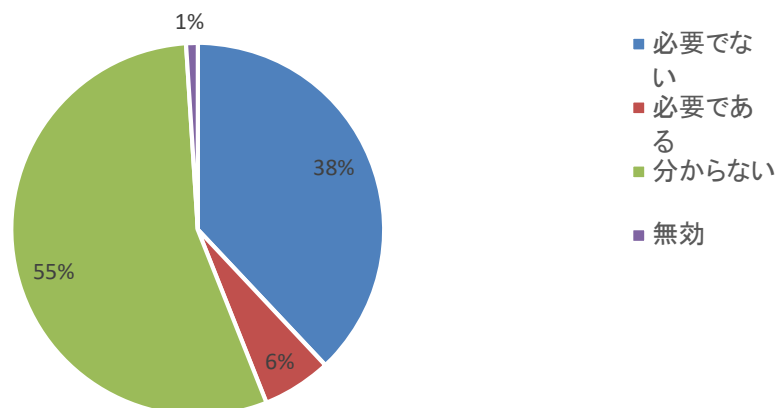
Q8 公契約制度は、労働者の労働環境の整備に効果があった
と思いますか。また、その理由もご記入ください。



- 効果があったと思われる。
- 今は効果が見られないが、今後は効果があると思われる。
- 効果はない。
- その他

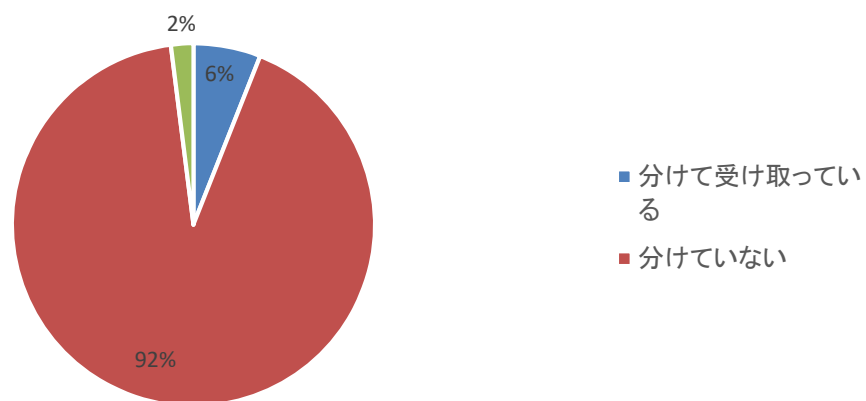
単純集計項目	公契約制度では、事業者が労働者の労働条件である賃金の支払い、最低賃金、就業規則及び労働時間を確認する労働環境報告書の作成・提出することとなっていますが、当該報告書の仕様や提出方法の見直しが必要と思いますか。 「必要である。」と回答された場合には「見直し内容」を記入してください。				
回答	選択してください	必要でない	必要である	分からない	無効
回答数		44	7	63	1
	100%	38%	6%	55%	1%
見直し内容 (任意)	・サイトで簡易的に入力できるようにする等、事務仕事の簡略化希望 ・物価上昇に見合った賃金に適時対応する				

Q9 公契約制度では、事業者が労働者の労働条件である賃金の支払い、最低賃金、就業規則及び労働時間を確保する労働環境報告書の作成・提出することとなっていますが、当該報告書の仕様や提出方法の見直しが必要と思いますか。



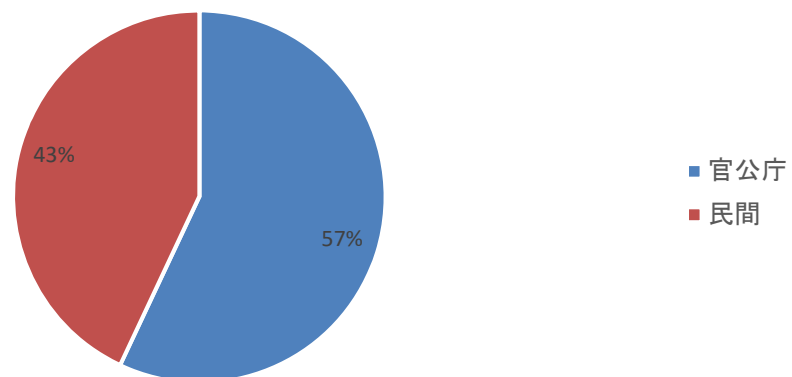
単純集計項目	Q10 あなたの賃金の受け取り方法について 官公庁の契約と民間の契約と分けて賃金を受け取っていますか。			
回答	選択してください	分けて受け取っている	分けていない	無効
回答数		7	106	2
	100%	6%	92%	2%

Q10 あなたの賃金の受け取り方法について、官公庁の契約と民間の契約と分けて賃金を受け取っていますか。



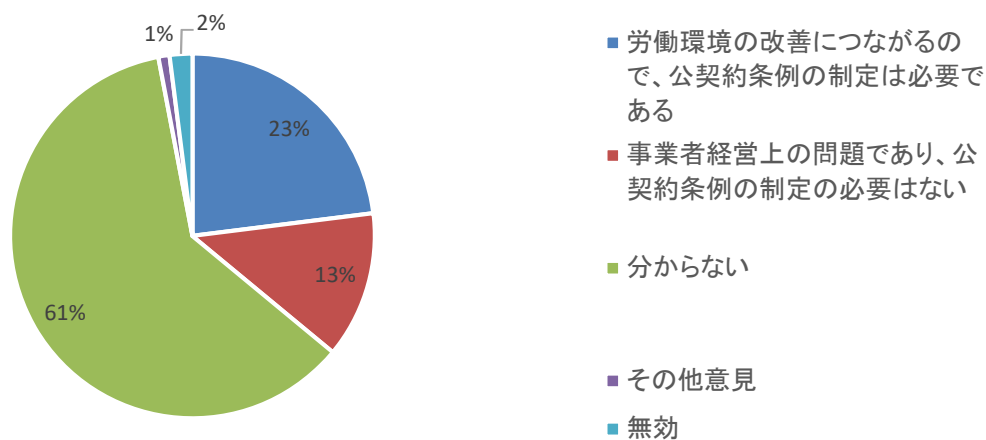
単純集計項目	Q10 分けている場合、どちらの契約の方が賃金を高く受け取っていますか。		
回答	選択してください	官公庁	民間
回答数		4	3
	100%	57%	43%

Q10 分けている場合、どちらの契約の方が賃金を高く受け取っていますか。



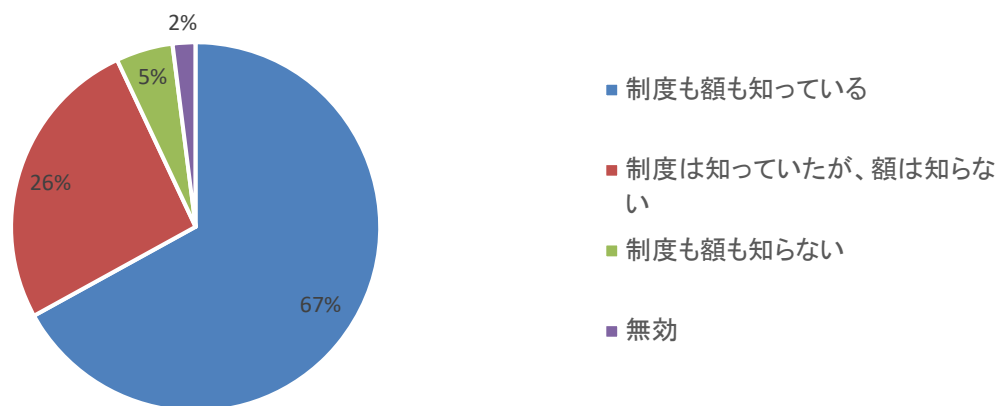
単純集計項目 Q11 近年、公契約条例を制定している自治体が増えてきていますが、こうした動きについて、どのように考えますか。						
回答	選択してください	労働環境の改善につながる ので、公契約条例の制 定は必要である	事業者経営上の問題であり、公契約 条例の制定の必要はない	分からない	その他意見	無効
回答数		26	15	70	1	3
	100%	23%	13%	61%	1%	2%
その他意見 (任意)	・3年という期間が短すぎて、雇用が安定しない					

Q11 近年、公契約条例を制定している自治体が増えてきていますが、こうした動きについて、どのように考えますか。



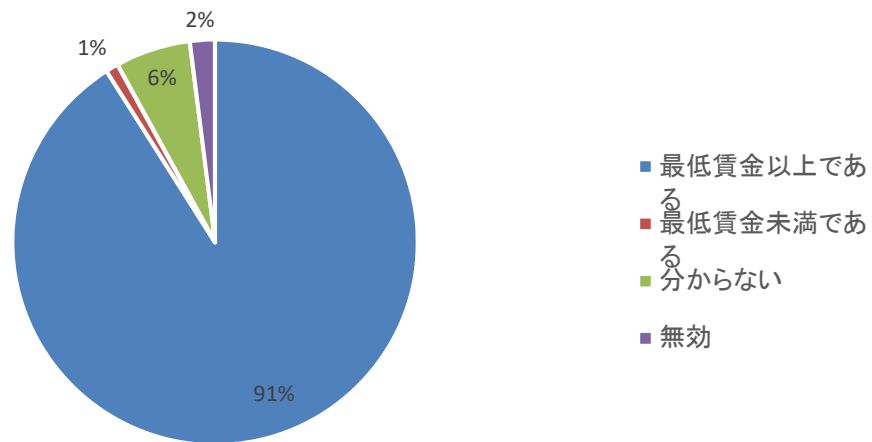
単純集計項目	Q12 最低賃金制度をご存知ですか、また、愛知県の最低賃金額をご存知ですか。				
回答	選択してください	制度も額も知っている	制度は知っていたが、額は知らない	制度も額も知らない	無効
回答数		77	30	6	2
	100%	67%	26%	5%	2%

Q12 最低賃金制度をご存知ですか、また、愛知県の最低賃金額をご存知ですか。



単純集計項目	Q13 あなたの現在の給与は最低賃金以上ですか。				
回答	選択してください	最低賃金以上である	最低賃金未満である	分からない	無効
回答数		105	1	7	2
	100%	91%	1%	6%	2%

Q13 あなたの現在の給与は最低賃金以上ですか。



単純集計項目	Q14 公契約条例についての意見をご記入ください。(自由意見)
回答	・労働環境の改善、最低賃金を公にするのは良い機会だと思う。 ・第7条と記憶してるが、市内に事務所を持つ事業者の推奨は公的事業の地域への貢献に繋がる。 ・経営者は大変だと思う ・最低賃金を現実の物価に見合うようにする。 ・元請から下請け反映するようなシステムがあればと思います。 ・公共工事の労務単価の見直し ・入札制度があるため、雇用が安定しない。低賃金で、労働者は厳しい。 ・愛知県の建設、農地工事ではこの制度は導入時無し。西尾市の独自のルール。施工体制台帳整備の他にプラスアルファ余分な書類と考えます。止めてもらいたいです。 ・特になし(多数)